

第2回 出雲市・斐川町合併協議会

会 議 録

日 時：平成22年6月3日（木）15時から

場 所：出雲市役所 くにびき大ホール

1 会議の名称等

会議名	第2回出雲市・斐川町合併協議会					
開催日時	平成22年6月3日(木) 15時00分～17時37分					
開催場所	出雲市役所 くにびき大ホール					
出席状況	委員総数	16名	出席委員数	16名	会議の成否	成
会議録署名委員	中林 信夫委員(斐川町)			萬代 宣雄委員(出雲市)		

2 会議の出席者

(1) 委員等

所属	出雲市	斐川町
市長・町長	◎ 長岡 秀人	○ 勝部 勝明
議長	山代 裕始	中林 信夫
議員	寺田 昌弘	黒田 充
	福代 秀洋	多々納 弘
学識経験者	萬代 宣雄	周藤 昌夫
	江田 小鷹	岡 正明
	武田 睦弘	須田 日出男
	松浦 剛司	昌子 好見
	渡部 美知子	下手 泰子

◎ 会長、○ 副会長

所属	出雲市	斐川町
監査委員	勝部 一郎	(欠席)

※欠席：小村 克利監査委員(斐川町)

(2) 幹事会

所属	氏名	職名
出雲市	◎ 黒目 俊策	副市長
	河内 幸男	副市長
	伊藤 功	総合政策部長
斐川町	○ 吉田 稔	副町長
	高田 茂明	参事

◎ 幹事長、○ 副幹事長

(3) 事務局職員

役 職	氏 名	所 属	備 考
事 務 局 長	鎌田 靖志	出雲市	総括
参 与	奈良井 浩人	島根県	専門的助言・調整
事務局次長	今岡 範夫	出雲市	(調整1班班長兼務) 総務・企画、財政、議会、消防関係
	川内 章正	斐川町	(調整2班班長兼務) 住民・福祉、教育・文化、産業、 建設・上下水道関係
総務班班長	三浦 俊明	出雲市	基本計画、財政計画、会議運営、 庶務・広報
総務班班員	鬼村 修治	斐川町	
調整1班班員	周藤 学	斐川町	
調整2班班員	園山 博之	出雲市	

3 議題

開 会

- 1 会長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名について
- 3 議事

(1) 議案事項

- | | |
|--------|-------------------------|
| 議案第10号 | 合併協定項目及び合併協定項目の調整方針について |
| 議案第11号 | 合併の方式について |
| 議案第12号 | 合併の期日について |
| 議案第13号 | 新市の名称について |
| 議案第14号 | 新市の事務所の位置について |

(2) 協議事項

- | | |
|--------|---------------------|
| 協議第6号 | 財産及び債務の取扱いについて |
| 協議第7号 | 地域審議会等の設置に関することについて |
| 協議第8号 | 地方税の取扱いについて |
| 協議第9号 | 条例、規則等の取扱いについて |
| 協議第10号 | 一部事務組合等の取扱いについて |
| 協議第11号 | 使用料、手数料等の取扱いについて |
| 協議第12号 | 公共的団体等の取扱いについて |
| 協議第13号 | 補助金、交付金等の取扱いについて |
| 協議第14号 | 町、字の区域及び名称の取扱いについて |
| 協議第15号 | 慣行の取扱いについて |
| 協議第16号 | 電算システムの取扱いについて |
| 協議第17号 | 新市基本計画の基本方針について |

4 その他

- ・市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律の概要（別添）
- ・農業委員会を2以上置くことができる根拠法令
- ・合併協議会だより vol. 1 の発行について
- ・合併協議会ホームページの開設について

閉 会

4 議事の要旨

別添資料及び次のとおり。

開 会

[奈良井参与]（司会・進行）

ただいまから第2回出雲市・斐川町合併協議会を開会いたします。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます、事務局の奈良井と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議はお手元にお配りしております次第及び資料により進めさせていただきます。

本日の会議は、委員16名全員のご出席でございますので、出雲市・斐川町合併協議会規約第10条第1項の規定により、会議が成立しておりますことを報告いたします。

ここで、長岡会長から挨拶を受けたいと思います。

1 会長あいさつ

[長岡会長]

どうも皆さん、ご苦労さまでございます。今日はいよいよ2回目でございますけれども、傍聴の皆様多数お出かけでございます。前回、基本的な枠組みの話等いたしましたし、いよいよ今日から実質的な協議に入るということでございます。それぞれの委員の皆さま方の積極的なご意見を期待して、議論の盛り上がることを期待して冒頭の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

[奈良井参与]

ありがとうございました。

2 会議録署名委員の指名について

[奈良井参与]

ここからの進行は、長岡会長お願い致します。

[長岡議長]

それでは、さっそく入りたいと思いますが、最初に会議録の署名委員につきまして、私の方から指名をさせていただきます。会議資料5ページをご覧くださいと思います。

前回の第1回協議会で承認をいただきました会議録署名委員の指名方法の取り決めによりまして、本日は、斐川町議会議長の中林信夫委員さん、そして出雲市学識経験委員 萬代宣雄委員さん、両のぶお委員さんをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、前回、第1回協議会で継続協議となった事項等について、再度、皆様方からご意見等を頂戴したいと思います。

最初に、前回黒田委員さんから提案がありましたケーブルテレビでの中継について、本日、引き続きこの件についてご協議いただきたいと思います。

まず、前回のお話を受けて出雲ケーブルビジョンとの協議をいたしました。その内容について事務局から報告をさせますのでよろしくお願いいたします。

[鎌田事務局長]

先般、出雲ケーブルビジョンと協議をさせていただきましたので、報告をさせていただきます。まず出雲ケーブルビジョンさんでは、中継に取り組むことにつきましては、大変前向きにご検討いただけるということですが、いくつか課題がございます。協議会で使用いたします本日の会場でございます、くにびき大ホール、あるいは今後使用を予定しております斐川町の中央公民館、ここには出雲市議会や斐川町議会のようにあらかじめ映像や音声を中継するための配線等がございます。議会の中継の場合には、ご発言が議場の中での発言の席あるいは答弁の席ということで決まっております。本協議会におきましては、ご覧のとおり委員さんそれぞれお座りの席でご発言いただくということになるわけがございます。こうしたことから、カメラワークや音声の切り替えなどが十分に中継できないという心配がございます。またそういったことで事前の仮設の準備ですとか当日の放送にも相当に人員を要するというところもございました。協議会としてもそれなりの経費の負担が必要ではないかと考えております。ケーブルさんとしては、先ほど申しあげましたように、合併協議会の放映については何とか協力したいというお考えがございますが、前提といたしまして情報の速報性ですとか、公平性の観点から、編集はせずにできれば生中継をしたいということもございました。それに夕方の再放送1回が基本のお考えのようでもございました。生中継でも録画でもいずれにいたしましても、中継車をもってきて放映するというところもございまして、これのスタッフ等の関係は変わらないということもございました。

それからこの協議会の複数の委員さんから、事務局に意見を寄せていただいております、中継をされると自由な発言の支障になるのではないかとのご心配、あるいは会議は原則公開にされているということで、本日も傍聴をいただいております、また報道もされている、会議録も公開されている、ということで、いろんな方法で会議の様子が公開されていることから、経費がかかるようであれば、中継の必要はないのではないかとのご意見など、いただいているところでございます。以上のような状況でございますが、事務局といたしましては、中継という形よりは、取材という形の中で、本協議会における会議の状況につきまして、できるだけ中味の濃い報道をしていただくという形をお願いさせていただくほうがよろしいのではないかと考えております。

以上報告とさせていただきます。

[長岡議長]

ただいま事務局からこの件について報告がございましたが、この件について何かご意見ございましたら。

黒田委員さん、いかがですか。

[黒田委員]

中継ということになると、かなりハードルが高いようでもございますので、できるだけ先程事務局の説明がありましたように、広くいろんな形で公開をしていただくと良いかと思います。

[長岡議長]

他に何かございせんか。この件についてはよろしいですか。

～意見なし～

[長岡議長]

それでは、先程事務局の方からも話しましたように、原則公開というスタンスに変わりはありませんが、あえて生中継はしないということをご承認をいただきたいと思っております。

この協議内容については、協議会開催の都度、報道各社へ取材案内をしてまいりますし、住民の皆さんは傍聴もできます。

また協議会の資料や会議録は、協議会事務局やホームページ上で公開してまいります。こうした積極的な情報公開に努めてまいりますので、この件についてはそういうことで、よろしく願い申し上げます。

続いて、前回萬代委員さんからご要望がありました、今年の4月の合併特例法の改正の中味について、事務局から報告願います。

[奈良井参与]

～合併特例法の改正概要について報告～

[長岡議長]

ただいまの報告について何か、ご質問、ご意見ございましたら。

萬代委員さん、先の報告で何かご質問はございませんか。

[萬代委員]

個別に説明いただき、ありがとうございました。議員の扱いについては口頭で説明がありましたが、一番関心のある部分であるかなと感じます。後でいいから、そのところをペーパーにしてもらうと分かり易いかなと思います。

[長岡議長]

それでは後ほど。また、その件についてはこのあとの協議の中でも触れたいと思います。

他にございませんか。

それでは無いようでしたら、もう一つ前回、多々納委員さんからご質問がありました、農業委員会を2つ以上置くことができるその根拠、根拠法令を示せということでございます。事務局から説明願います。

[川内事務局次長]

～農業委員会を2つ以上置くことができる根拠法令について説明～

[長岡議長]

以上説明しましたが、多々納委員さん、この件についてはよろしいでしょうか。

[多々納委員]

ありがとうございました。確認しておきたいのですが、私の手元の資料では、新しい出雲市は62,000ha強、それから農地面積は10,600ha強、このように認識しておりますが、それでよろしゅうございますか。

[川内事務局次長]

行政面積は正しいと思います。農地面積は8,140haぐらいになっているとみております。

[多々納委員]

7,000haを超えているということですから良いと思いますが、私の資料では斐川町が2,700ha、出雲市が7,940ha、合計が10,640ha、これは、前回の資料を頂いた中にそういう風な資料があったものですから。

7,000haを超えて、2ついけるということを確認していただければ喜ばます。

[長岡議長]

この件について何か他の委員さん方は。
昌子委員さん。

[昌子委員]

合併に伴う、農業委員会の扱いについて、これは法律で定められたところによりますと、この会議で何れにしても承認を得る必要があると謳ってありますので、この件について私の方から了解を得たいと思って発言させていただきます。

編入合併の場合には、編入先の残任期間ということになっており、出雲市の場合は、23年の9月21日までの任期がございます。

来年の4月に合併したとしますと、斐川町の場合は、今年の6月に改選をいたします。

それでいきますと、6ヶ月間委員として在任ができます。それからもう1つの方法は、農業委員会等に関する法律の第34条第1項と第2項の規定によりますと、従前と同様に、旧市町単位で農業委員会を存続することができる、とこう特例で謳ってあります。

斐川町では、大半の農家が存続を望んでいます。その理由としては、従前より農業の振興施策については、町とか農協、あるいは農業委員会、農業公社、土地改良区等で組織している農林事務局、これを中心にしまして、長期的計画で、一例を申し上げますと、斐川町を1つの農場という見方で、1町1農場方式を採用しております。

あるいは、単年度につきましては、全町を61地区に分けて、農業振興区というものを設けております。この61振興区を中心に、毎年営農座談会を開催して、農業の施策の浸透を図って、成果をあげてきております。

その一部を紹介しますと、町内の約2,400haの水田あるいは畑の耕作面積を、営農組合とかあるいは担い手農家、つまり認定農業者でございますが、それらを集積しております面積は、69.5%に達しております。まあ、70%ですね。

それから、その農地をどういうふうにご利用しておるかと言いますと、島根県の耕地の利用率は77%、全国で1番高い利用率は、佐賀県が143%、2番目が福岡県の119%、続いて斐川町が112%の利用率を誇っております。

その中で斐川町の主な物は、今までは麦とかあるいは大豆でございましたが、3年程前からハト麦を取り入れて、そのハト麦の面積は、昨年作ったのは102ha、これは全国で第4位の面積をあげております。

こういった高い利用度をあげておりますので、このような現況の中で農業委員会の急激な減少は、農業振興組織などの活動に影響がかなり懸念されますので、できることならこのまましばらくの間、存続させてほしいという要望が地区民から出ております。しばらくお互いにこの農業振興上の施策が理解できるまでの間は、存続させていただいて、できるだけ早い時点で理解したところで、一緒にさせてもらうと良いという気がいたします。委員の皆さんにご理解と要望をお願いしたいと思って発言させてもらいました。

どうぞよろしくお願いいたします。

[長岡議長]

ご要望ということですが、他にこの件についてございませんか。

[萬代委員]

先程の話は、重要なことではないかと思って聞かせてもらいました。

お互い隣の行政区域だけれども、われわれも正直申しあげて勉強不足というか、十分に把握していない部分があるわけです。

今、組合長もお出かけで一緒に仲良くやっておりますけれども、それでは農業振興自体を、具体的にどういう形でやっておられますかというような突っ込んだ話というのは、あまり機会がなくてしていないのです。

ですから、今言われるように、斐川町なりに農業振興をやられて今日がある、歴史があるというよ

うに思っております、そういう面ではお互いに理解をしながら、要は農家なり、地域が合併を契機に今までよりも、合併したことによるマイナス点が出るということが例えばあるとするなら、それは最小限にいくとめなければという思いがしております。これに限らず、まだ問題があれば、問題というか違いがあって、こういうふうにした方が良いのではないかとということがあれば、まだまだお互いにそういう立場も披瀝しながら、そこでもって最大公約数を求めるという努力を、是非ともやっていかないといけないのではないかとこのように思っております、今のような話はこれに限らず、どんどん出していただいて、議論を深めていって、出雲を嫌がっていたが、良いところだと斐川からも言われるようにしなければいけない。

斐川町の皆さま方、私自身はそういう思いでおりますので、おらおらと、ふたふたと、意見交換が自由に出来るという環境を作っていたきながら、首長さんが二人おられますから、仲持ちしてもらってという思いがしております。今後ともこういう議論をもう少し、斐川は斐川で問題点があれば出していただいて、それから、出雲も良いところはありますので、斐川ばかり良いようなことを言われるが、出雲は出雲でいろいろ行政の協力をいただきながら、農協も出雲版でやっていただいているつもりなのです。そういう意味で、お互いに良いところは刺激しながら、いわゆる農家だったり、農村であったり、地域を、合併を契機に、少し嵩上げする、レベルアップする、そのような気持ちでお互いに協調してやれば、今よりも良い新市が出来るのではないかとこのように思っておりますので、昌子さん、しっかり意見を出していただいてという思いでおりますので、仲持ちのほう、よろしく願いたいと思います。

[長岡議長]

ありがとうございました。

基本的な、協議の考え方というか、そういうお話までしていただきました。

何れにしても、この問題も含めてまだまだこれからいろいろな話をしていきたいと思っております。

それでは、他に無いようでございますから、議事に入りたいと思います。

3 議事

(1) 議案事項

議案第10号	合併協定項目及び合併協定項目の調整方針について
議案第11号	合併の方式について
議案第12号	合併の期日について
議案第13号	新市の名称について
議案第14号	新市の事務所の位置について

[長岡議長]

まず、議案事項でございます。

議案事項については、前回話しましたように、本日ご決定いただきたいということで、ご提案申しあげるものでございます。

最初に、議案第10号 合併協定項目及び合併協定項目の調整方針について、事務局から説明を願います。

[今岡事務局次長]

～議案第10号について説明～

[長岡議長]

議案第10号について、何かご質問、ご意見ございませんか。

何かございませんか。

～意見なし～

[長岡議長]

どうも無いようでございますので、この議案第10号について、採決に入りたいと思います。

今日からは、本日第2回目からは、合併協定項目に係る議案事項でございますので、挙手により採決をしていきたいと思っております。

議案第10号 合併協定項目及び合併協定項目の調整方針については、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

～挙手全員～

[長岡議長]

ありがとうございます。挙手全員でございます。

全会一致で、この議案第10号合併協定項目及び合併協定項目の調整方針については、原案の通り決定をいたしました。

なお、8ページの協定項目一覧をご覧いただきたいと思っております。このうち、6番目の「議会議員の定数及び任期の取扱い」、そしてその次の7番目、先程から話に出ておりました「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」、この2項目については、それぞれの議会、そして農業委員会さんも含めて、それぞれのお考えをご検討いただいて、それぞれのご意見を踏まえて協議会へ調整方針を提案したいと考えております。

この2項目については、こういった取扱いでよろしゅうございますか。

～賛同の声あり～

[長岡議長]

ありがとうございます。

それでは、「議会議員の定数及び任期の取扱い」と「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」については、それぞれの議会等でご検討いただきますよう、なるべく早く検討結果をお聞かせいただきますようによろしくをお願いいたします。

続いて、議案第11号 合併の方式について、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

～議案第11号について説明～

[長岡議長]

この議案第11号について、何かご意見ございませんか。

須田委員さん、理由についてはこういったことですが、何かご意見はありませんか。

[須田委員]

この資料、合併方式を「編入合併」とした主な理由ということで、1は一般論で、規模の大きなところが全部良いのかということもあろうかと思っておりますけど、一般的にはこういうこと、それから2、3、4はこういうことなのですが、だいたい私が思っていたことと同じです。少し重複するかもしれませんが、少し勉強してきましたので、ちょっとお話をさせていただきます。

私も、不勉強なところもあるのですが、法令等で、合併の方式として新設合併と編入合併が制度としてあるというのは、状況に応じて良い方式を選択するということを可能にしているのではないかと思います。こういう背景があると思います。

前回も出席した時に、事例をたくさん示していただいた中では、新設とか編入とかいっぱいありました。その中でかなりの編入もあったということで、そういう事例は、状況に応じてそういうことを選択されていると、結果としてそういう合併になったということが分かりますかと思っております。

それからもう一つは、合併の方式というのは、これはあくまでも合併の目的を達成するための方法

の一つではないかと思えます。

例えば、合併の目的、住民福祉の向上とか、活力ある町づくりとか、財政の健全化等というものを達成するためには、やっぱり状況に応じて最適な方式を選択すれば良いのではないかなと、必ずしもこの方式でないといけないということではないと思えます。

要は、良い合併をするということがあるとすれば、やはり目的、ビジョンですね、先程、協定項目の25番目に最終的に新市計画で出されると思うのですが、いわゆるそのビジョンの共有が両市町の間で出来ていれば、その若干の時間的な推移の違いがあるにしても、新設合併と編入合併のどちらがより合理的かという以上に、大きな差異はないような気がいたします。この状況においてですね。

俗に言う、対等合併とか、企業などでよくあって新聞紙上でいろいろ賑わせるようなことがあろうかと思えますけど、吸収合併とかいうニュアンスから想像されるような方式の選択というのは、あまりよろしいことではないのではないのかなと私は思います。

今回の場合ですと、斐川町の住民の発議による住民投票の結果とか、それから出雲市さんの対応を考え、これまでの経緯を考えるとスムーズにかつ速やかに、協議会の成果を両市町に示す方が、より建設的であり、市民の皆さんにも、町民の皆さんにも期待されているのではないかなと私なりに思うところであります。

具体的には、この今の資料にもありましたけれども、前回の2市5町の合併協議会でも多くの事項が調整されていて、実際に新しい出雲市で実行されているということもあります。

そうは言っても、いろいろ不安もあろうかと思えます。

ですから、各事項の詳細については、このたくさんのワーキングチームとかプロジェクトチーム等で十分に検討されることを期待します。

また、住民説明会とか情報公開とか説明責任を果たしていただき、やっぱり市民・町民の理解を得る努力をしていただきたいというふうに思います。

また、資料と同じようなことを言うのですが、今いろいろな事において、こればかりでなくて、やはりスピード感のある改革、合併を構造改革とするのか、政策とするかは、いろいろあろうかと思えますけれど、いずれにしても、スピード感ある改革が求められていると思えます。

また、今回法定協議会に参加させてもらっておりますけれども、なるべく速やかに進捗、コストを抑えたり、あるいは早期の事業着手といったような取組が可能となるような方法をとった方がいいのではないかなと思えます。

また、冒頭にも言いましたが、類似の他市町村の合併事例等を勘案してみても、今回の場合は編入合併の方式の方が良いかなという気がいたします。気がしますというより、その方が妥当だと思えます。

ほぼ資料と同じようなことを言いましたけれど、前回質問しましたので、少し勉強させてもらったことを話させていただきました。

[長岡議長]

ありがとうございます。他にご意見ございませんか。

黒田委員さん。

[黒田委員]

前日も少し触れさせていただきましたけれど、議案の前段のところで対等な立場、互譲の精神という文言が入っておりますが、協議会において具体的に斐川町が不安に思っている点、懸念がある点、提案にもなっておりませんし、協議もこれから、ということでございますので、今の段階で合併の方式をまず、編入合併と決めて進めるということについては、私は反対でございます。

新設合併についても協議会の中で議論のステージに上げていただき、もう少し時間をかけることも必要ではないかな、というふうに思います。

[長岡議長]

他の委員の皆さんご意見ございませんか。

福代委員さん。

[福代委員]

今、黒田委員さんから新設も含めてしばらく結論を待った方が良いのではないかというご意見だったと思うのですが、前回も長岡会長がおっしゃったと思うのですが、今回の合併のやはり一番基本的な事が合併の方式だと思います。これを決めて、それから一つずつ積み上げていく、あるいは組み立てていく、というようなことをやるのが、私は一番やり方としては、正しいというか、方法ではないかと思っております。

ですから両方並行してやりながら、途中で結論を出しましょうというようなことよりは、私は、これをまず、方式を決めていただいて、そしてその上でひとつひとつ、課題を解決していくといいますが、決めていくというような方式をとっていただきたいと思います。

[長岡議長]

どうぞ。

[多々納委員]

私は一番基本になることですから、まず決めるべきだと思います。

私は元来、合併方式は編入合併が常識だと、今回は、新設合併ということはありません、こういう主張を斐川町の議会で、また町民に対しても、そういうことを申し上げてきました。

そこで、私は確認しておきたいと思いますが、一体、新設合併とは何なのか、編入合併とは何なのか、こういう議論をしなければ話は進まないと思いますが、私の認識ではまず法人格はどうするのか。新設合併と編入合併の場合。それから市町村長、あるいは議員、この問題をどうするのか。これは編入と新設では全く違ってくると思うのです。

いわゆる新設合併ということで、その法人格なり、あるいは、いわゆる具体的に申し上げますと、出雲市長さんも、斐川町長さんも失職して、新しい市において市長選挙を行うということなのです。

それから議員さんにしてもしかり。両方の議員さん方が失職して新たに選挙をするということになる。

そういうことが、いわゆる新設合併という余韻を残すならば、出雲市さんとして受け入れられるだろうか。よしんば市長さん、議員さんが受け入れられたとしても、出雲市の市民の皆さんが、そんなことは受け入れないと思うのです。

そういう面から言いますと、もうしばらく編入か、新設かを議論してなんて、私は議論にならないと思うのですが。そこらあたり、出雲市の委員さん方はどのようにお考えなのか。

私は、斐川町の委員ですけれども、そういうことはありません、こういうスタンスでありますので、この際、私は今日ここで決めなければこれから先行きできないとこういうふうに思います。

[長岡議長]

最も基本的な大事な問題ですので、この議案については、委員の皆さんそれぞれのお考えを聞かせていただけたらと思っております。順番というわけにはいかないでしょうから、どなたからでも結構ですから、それぞれまだご意見があるでしょうから。

江田委員さん。

[江田委員]

編入だから対等な話ができないと、それからお互いが対等でないという、合併方式が編入でも合併してからどうするかというようなことまでは別の問題で、編入の方式で入って行って、編入だからといっていわゆる吸収合併で何でもかんでも押し付けるとかそういうような問題ではない。そこは切り離して考えるべきで、私は編入で良いと個人的に思います。

[長岡議長]

どうぞ。

[福代委員]

出雲市ですけれども、5年程前に合併をしたわけでございますけれども、2市4町すべての法人格が消滅したという格好になりまして、新しい市をみんなで創った、というのが5年前になります。

それから条例や規則など、千いくらあるようですけれども、それを一つ一つ作りあげてまいりました。そういった労力、あるいはいろいろなエネルギー等を考えますと、やはりスムーズに、先程話がありましたように、スムーズに合併後の新市をスタートさせて、スピーディーに新しい体制を創っていく、あるいは全体として同じ方向に進んでいく、というためには、私は新設よりは編入の方がいいというふうに考えております。以上です。

[長岡議長]

周藤委員さん。

[周藤委員]

それでは、確認の意味も含めてですね、お願いをしたいというように思います。

第1回の初回から会長さんのお話にも、十分お話があったと思うのですが、この問題について、議案の通り出ているわけでございますが、先ほどいろいろな意見がございますが、私どもの不安は、何もかにも編入だよということがないように、とは書いてあります。書いてありますが、いろいろ、市の名前とかは決めなければいけないことですから、やらなければいけません、これからの具体的な話について、私はここに書いてある、「対等な立場」、「互譲の精神」と前からでておりますが、ただこれが後においてもですね、これから議論させていただく、審議していくことについて、お互いに理解をしてやれるということをお願いして確認をさせていただきたいと思います。要望も含めて。

[長岡議長]

第1回目の時に私も申しあげた通り、今回の合併協議の基本的な姿勢というのは、互譲の精神で、対等な立場でいくことを、それは合併の方式うんぬん、先程から出ておりますが、いかなる方式であろうと、そここのところの考え方がきちんとしていれば、皆さん方が、そう大きな不安を抱かれるようなことにはならないかと思っておりますが、私の個人的な意見を言い過ぎるといけませんので。

岡委員さん。

[岡委員]

斐川町の岡でございます。いろいろな議論がでたようでございます。私も基本的には編入合併という形が一番自然なのかなと思います。

ただ、編入とか吸収とかと言われると、町民の皆様も何か心配であるので、本当はここに、互譲の精神とかあるので、表面上は協調合併みたいな、ちょっと中間的な意見ですけれども、というような形でも、どうも編入と言うと、おい、ついてこいやというような感じになりそうなので、その点はやはりみんな協調するのだという意味を含めた形が良いのかなと、皆さんの議論を聞いて思いました。以上でございます。

[長岡議長]

ありがとうございます。出雲市側の委員さん方、ご発言いただいてもいいでしょうか。

松浦さん。

[松浦委員]

2回目に初めて発言させていただきます。私は当時2市4町の合併の時に、私、平田地域から出てきておりますが、合併反対の急先鋒にありました団体の、合併反対新聞を書いておった執筆者でございまして、そういう者をこの場に選んでいただく、出雲市の度量の広さに感心しておるわけでございますけれども、編入に抵抗があるというのは、私もそういう立場で考えておりましたので、非常に気持ちは分かりますけれども、この市の大きさと町の大きさを比べ、さまざまな事を比べれば、当然、今回は編入なのかなというふうに思います。住民の皆さんが不安に思う気持ちというのもよく分かる

と思います。やはり、具体的な数字とかいろいろな事をこれから細かく積み上げた上で、それを解消していくのが、われわれ委員の仕事ではないのかというふうに思います。

法制度上は編入というふうに書いてありますけれども、ここの人数は出雲市側も斐川町側も同じ人数が出ておりますので、対等な議論を深めていければ、十分に斐川町の住民の皆様にもそんなに不安になるような要素はないのではないかなと。

合併してみて、ちょっと恐ろしかったですけど、出雲市はわりと優しかったので、そういう言葉を付け加えて終わります。以上です。

[長岡議長]

ありがとうございます。
武田委員さん。

[武田委員]

私も初めて発言させていただきます。合併方式が決まらないことには先へ進まないのではないかと、ということが一番大きな懸念で、協議を進める中で方式について考えてはどうかというご意見でございましたけれども、では、選択肢は他にあるのかということになると、編入以外にはないのではないのかという気がしますが、協議の途中で新設合併とかという形になるとまた大変な問題が出てくると思います。

まず、合併方式を決めて、進めなければいけないのではないかという思いがしております。先程、意見もございましたけど編入合併といっても吸収というようなわけではないので、精神も対等だ、互譲だということが謳ってありますし、協議の中で、合併方式は編入だけでも、話し合いが十分できるのではないかと考えております。以上です。

[長岡議長]

ありがとうございます。
まだご発言いただいていない委員さん方、この件について全員の皆さんにお願いしたいと思っております。それぞれお考えをお聞かせいただきたいと思います。

[下手委員]

私は斐川町ですが、私たちの世代でも確かに、不安感などを抱いている方は多いと思います。いろいろな場面でそういう事を聞きますが、今日こうしていろいろなこれまでの経緯を伺い、またこうした対等な立場とか互譲の精神ということを書いてくださっているの、編入で合併した方が良いのではないかと私は感じました。

[渡部委員]

私は、大社町から出ておりますが、自分の町が合併する時よりも、今の方が断然、真剣な気持ちだということをおっしゃって反省しております。

形としては、編入合併が一番自然ではないかなと思います。先程、意見が出た時に、新設と編入を同時に進行して、最後にどちらかに決めるという、そういう方法もあるのかと、逆にちょっと驚いたのですが、それは膨大な資料やら時間やら労力やらかけていくことになって、いかがなものかと思えます。

むしろ、編入合併で、先程斐川の方から、斐川ではこういう農業をやっているという、ああいう、前向きというか、私たちの認識不足のところを補って、なおかつ、前に進めるような場で、議論が進んでいくほうが私は建設的かつ非常に意義あることだと思います。

[長岡議長]

ありがとうございます。
昌子委員さん。

[昌子委員]

今、双方から論議されておりますけれども、ここまでいたって、編入だ、新設だという論議を並行してやっても、これは前進しないと思います。

ですから、スムーズに論議ができるということになれば、どっちかにしなければいけません、ここでやるならば、編入というのが正しい方法かもしれません。そういうように感じております。

[長岡議長]

萬代委員さん。

[萬代委員]

先程、岡委員さんから、町民感情としてという話があった。例えば調整編入なんていうのは、言葉としては言える可能性はあるのか。

編入ということでは、黒田委員が心配されていることも含めて、そういう言葉は使えるのか。例えば協調合併とカッコして、町民のそういう不安を取り除くためにという話がありましたから、私も聞いていて、合併協議会を作ることに反対された方などは、多分、そこらあたりが、一番大事なところではないかなと思うから。そういう言葉とか、名前をここで勝手につけて、中味は編入だよと、岡委員さんの話はそういう話ですよ。そういうことなるのか、ならないのか、聞きたいと思ったところです。

[長岡議長]

法律上は、やはりこの新設か、編入かいずれかの方式しかない話ですが、問題は言葉よりは中味だと思います。これからの協議のやり方をみていただければ、自ずと皆さんの不安も無くなっていくのではないかと思います。あまり言葉にとられすぎない方がいいかなという気がします。

ただ、法律的にはそうした言葉を使うことは正式にはできません。

[萬代委員]

正式な会ですから、そういうことにはならないということでございましょうから、要は、会長が言われるように、実質、なんだかんだと言っても、出雲は編入だと決めた途端に一方的にものごとをやったというようなことだけは、我々は斐川の色々な思いを斟酌しながら、やはり議論の過程で十分に議論を尽くしてですね、理解をいただいて物事を進めることが、やはり担保をするというところあたりが、黒田委員さんをはじめ皆さん方が心配されている部分じゃないかと思うのですよ。

最初に申しあげたように、時間のことやいろいろな面で新設合併という形は取れませんということでは理解してもらわないといけないと思います。そういう中で、編入は編入という言葉しかないという話だから、それはそれで理解をいただいて、実質、中味としては、先程、岡委員さんが言われるようなことや、心配されるようなことは十分に我々も、新しい市をどのようにして作るかということで、同じ土台でこうして議論しておるわけですから。斐川はどうでも良くて、出雲が良い目にあうようにだとか、そんなことは、さらさら思っておりませんので。そのところは、お互いに信頼関係ということだという思いがするのです。

この間、斐川の農政会議の会長とたまたま中酪の関係で、ちょっと話しまして、斐伊川を挟んで、感情的なことがあるのではないかなという心配と、それから今まで話し合いというか、交流というか、核心に触れたそういう、農政会議のその方も親しくしていますが、あえてそこまでの話はしてないです。けれども、信頼関係はお互いにわかっていると思いますし、仲良くやらせてもらっているのです。そういう関係をいかに構築するかということが問題であると思っています。ですから合併の方式については、物事を進める上でやはり、先に決められないといけないのではないかなという感じがしますので、先程の提案のような形で進めていただく、それについては十分に斐川の方にも理解をいただいて、そうかといって、強引なことは我々も含めてやらない。お互いに議論を十分にやりながらやりますよという事を全員で再度確認しながら、斐川の方に理解をしてもらいたいということを思います。

[長岡議長]

寺田委員。

[寺田委員]

ここに対等とか互譲の精神、これは2市4町の合併の時もこの気持ちで2市4町はやったと思います。やはり合併方式というものがきちんとなないと、先程の協定項目、これだけの数でございましたが、実質はまだまだ出てくると思います。2市4町の場合でも1,700項目ぐらいでしたか。ですから細かいところまで対等の立場、互譲の精神で話し合いをやったということでございますから、合併方式が新設であろうと編入であろうと、全く対等な立場で議論を尽くすのが、この法定協だと思っております。この法定協というものは、町民の皆さん方も、市民の皆さん方も大変関心を持って、どういうふうになるだろうか、どういうまちができるだろうかということで、多分期待もしておられますし、また不安も一方ではあるのではないかなという感じがいたします。従って、そうしたものをこれから積み重ねる上においては、まず合併方式というものが、新設かあるいは編入かという法的なものというものが、きちんとなないと、なかなか前へ進められない部分が、皆さん方、この協定項目を見られても分かると思います。

従って、今の対等あるいは互譲の精神、あるいは2市4町の場合もそうでございます。

私は神門村というところで生まれております。神門、神西、長浜といって西部三村といわれております。西部の三つの村。それから、南部三村というのがございまして、上津、乙立、稗原。

これが28年の国からの新しい合併特例法によって、この南部三村と西部三村が出雲市に編入合併しております。神門村というのは、いろいろと大地主さんやら、いろいろな人がおられまして、大変内容が良うございました。ですから合併時には各町内で山とか谷とかを分配して、それでも余った分を出雲市に持ってきたというぐらいでございます。それでも当時の村の幹部の皆さん方は、やはり将来は出雲市と合併しておいた方が良いということで、昭和31年に西部三村は合併いたしました。今1万7、8千人ぐらいですか。それからその前年の昭和30年に、南部三村、さきほど言いました上津と乙立と稗原、これが合併しております。それを振りかえってみても、やっぱり、良い決断をやられたなど、良い判断をしていただいたなという感じがしております。

ですから、この法定協でこれから詰めていく部分というものが、将来にわたって市民、町民の皆さん方が、あの時の決断は良かったと言われるような、この合併項目をきちんと整理しなければならない、あるいは新市計画を立てなければならない、こういうことでございますから、私は書いてありますように、合併方式の、あるいは合併はなぜ編入かという部分もふまえてですね、やはり初めにそうしたものをきちんと整理して、それから次に進んでいった方が良いではないかと思っておりますので、私は編入合併が良いのではないかなと、言葉じりをつかまえて編入とか吸収とか、そういう字句に惑わされるような形のものではないというふうに思います。以上です。

[長岡議長]

ありがとうございます。

中林議長さん。

[中林委員]

いろいろ皆さんのご意見がありました。斐川の町民は、法定協の前から編入ということありきであったということ、それをどうも未だに不安に思っている方がいるように見受けます。実質問題、それは新設合併が到底ならないことはわかります。編入で、でも最初からそういうことがあったのが町民の中で不安を抱いたものがございます。今度、編入の場合はこうですよということを皆さんに、住民の皆さんに説明しないと、なかなか理解が得られない。ここでは、対等な立場、互譲の精神とは確かに書いてある。うちの町長もそれは話しておられます。それは信頼しておかないといけない。みなさんも、法定協の委員の皆さん方もそういうふうな寛大な考えでおられるということを住民の皆さんに説明して、私としては理解を得たいと思っておりますのでございまして、ここで今更新設合併ということは、なることではない。編入という言葉に大分抵抗を感じている人はおられるとは思っています。最初から、合併する前から編入だよということが前面に出ていたわけですので、それを払拭しなけれ

ば、なかなか理解が得られないとされているところがございます。以上です。

[長岡議長]

ありがとうございました。
山代議長さん。

[山代委員]

私も議会の代表ということでこの法定協に参加させていただいておりました、議会の方でも、出雲市の場合は合併特別委員会あるいは、全員協議会で、皆様方にこの協議事項につきましていろいろ協議をさせていただき、出かけているところがございます。この項目にありますように、最初に合併方式を決めていかないと、おそらくいろいろな支障が出るのではないかなと思っているところがございます。私個人的には、もう編入合併ありきで進めないと、これについて何回会合をやったところでおそらく皆さんの意見は同じだろうと思えますし、対等の協議をしていこうということがございますので、先程、昌子さんですか、農業問題で少しお話がございましたけれども、今後、この25項目をこの法定協で議論していくわけでございますので、その一つ一つの項目を元に、本当に斐川町と出雲市でしっかりと議論しながら進めていけば、良い形の新市計画もできるのではないかなと思っているところがございますので、まず、合併方式は編入ということで、進めさせていただきたいと、このように思っております。

[長岡議長]

ありがとうございます。
続いて勝部町長さん。

[勝部副会長]

この法定の合併協議会の立ち上げにあたっての一端を、担わせていただきました一人といたしまして、言ってみれば執行部の一員のようなものがございますが、今日こうしまして資料の12ページに掲げております通り、合併方式を編入合併とした理由ということであげさせていただいておりますが、私はこの気持ちでございます。編入合併で、スピード感と、できるだけ早くという、そういう観点の上から、ここに掲げております通り、早く合併をしたいと、このことこそ、この地域の更なる発展に繋がるという観点をもっておりました、この方法で進めさせていただきたいと思っております。

合併方式というのは、新設と編入とあるわけですがけれども、先程も萬代委員さんからもありました通り、要は中味のことでありまして、編入か新設かといいますが、極めて情緒的なところがあるのではないかと思っております。要はなんとしてもその中味をどうしていくのか、その中で対等な立場で、そして、互譲の精神でここまで迎えておるところでございます、そういうような観点到立ちましても、この方式というのは、編入の方式だと私は思っております。

それから、方式の決定の時期なのですけれども、なんとしましても、合併方式というのは、基本的なことです。最もイロハのイの一番基本的なことでもありますので、これは速やかに決定させていただくということではなければならないと思っております。また、この3月ですか、斐川町にも広報ひかわというのがありまして、議会の方でも合併方式につきまして、編入なのか、新設なのかといういろいろ議論があったところがございます。この議論を受けて、広報ひかわの中に、編入なのか、新設なのかの比較対照表を掲げまして、編入が望ましいという私のコメントも載せさせていただきました。その上で、4月25日の住民投票を行ったところがございます。結果としましては、ご承知の通りでありまして、町民の皆さんもそうしたことを良く理解された上での、住民投票の結果ではなかったかと思っております。

そういうようなことから、方式としましては、編入方式を、これを私は進めさせていただきたいと思っております。

[長岡議長]

ありがとうございました。

全員の皆さんからそれぞれコメントをいただきました。一番基本となることですので、あえて皆さんのご意見を聞かせていただきましたが、皆さんのご意見、やはり提案のところに書いておりますように対等な対場、互譲の精神、これをきちんとこの協議会の中で実現できるか、その思いを持って協議ができるかどうか、そこにかかっているだろうと思っています。そういう意味で、黒田委員さん、何か皆さんのご意見を聞いて、少し考えが変わったとかそういうような話がありますか。

[黒田委員]

皆さんのご意見はそれなりに拝聴しましたが、そういった精神で協議会が進むことを確認する意味でも、私はあえて反対をさせていただきます。

[長岡議長]

ということでございますけれども、協議については、できることなら全会一致という、前回お示したこの協議会の運営規程の中にも謳ってありますけれども、おそらくこれ以上議論してもということだろうと思っておりますので、採決をさせていただきたいと思っておりますが、ご異論ございませんか。

～賛同の声、多数あり～

それでは、議案第11号について、賛成の方は挙手をお願いします。

～挙手（賛成15、反対1）～

[長岡議長]

ありがとうございます。挙手多数ということでこの合併の方式については、議案第11号の通り決定をさせていただきます。

ただ、先程からいろいろ出ておりますように、やはり問題は、協議の中味でございまして、この協議に向かう気持ちとしては、互いに対等な立場で議論を尽くして、両市民、町民の皆さんが納得できるような結果を求めていくということを再度確認していきたいと思っております。

それでは、続いて議案第12号に移りたいと思っております。

合併の期日について、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

～議案第12号について説明～

[長岡議長]

議案第12号について、何かご質問、ご意見がございませんか。

無いようでございますので、これも採決したいと思います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

～挙手（賛成16、反対0）～

[長岡議長]

ありがとうございます。

それでは、全会一致で、議案第12号 合併の期日については、原案の通り決定いたしました。

続いて、議案第13号 新市の名称について、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

～議案第13号について説明～

[長岡議長]

議案第13号について、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。
無いようでございますので、これも採決したいと思います。
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

～挙手（賛成16、反対0）～

[長岡議長]

ありがとうございます。
挙手、全員でございます。全会一致で、議案第13号 新市の名称については、原案の通り決定いたしました。
続いて、議案第14号 新市の事務所の位置について、説明願います。

[今岡事務局次長]

～議案第14号について説明～

[長岡議長]

議案第14号について、何かご質問、ご意見ございましたら。
ありませんか。
無いようでございますので、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

～挙手（賛成16、反対0）～

[長岡議長]

ありがとうございます。
これも、原案のとおり決定いたしました。
それでは議案が済んだようでございますので、11号の方で相当な時間をとりました。少しだけ休憩をとらせていただきたいと思います。
4時半まで、10分ほど休憩をとらせていただきます。

～休憩～

(2) 協議事項

協議第6号	財産及び債務の取扱いについて
協議第7号	地域審議会等の設置に関することについて
協議第8号	地方税の取扱いについて
協議第9号	条例、規則等の取扱いについて
協議第10号	一部事務組合等の取扱いについて
協議第11号	使用料、手数料等の取扱いについて
協議第12号	公共的団体等の取扱いについて
協議第13号	補助金、交付金等の取扱いについて
協議第14号	町、字の区域及び名称の取扱いについて
協議第15号	慣行の取扱いについて
協議第16号	電算システムの取扱いについて
協議第17号	新市基本計画の基本方針について

[長岡議長]

それでは時間がまいりましたので、会議を再開したいと思います。

続いて、議事の（２）協議事項に入らせていただきます。

協議事項については、本日の協議会にご提案申しあげ、次回以降の協議会で議案として決定されるものでございます。

最初に、協議第６号 財産及び債務の取扱いについて、事務局から説明願います。

なお、お断りしておきますが、５時までの予定ということですが、少し閉会時間が遅れることをお断りしておきたいと思えます。

よろしく願います。

それでは、協議第６号について、説明願います。

[今岡事務局次長]

～協議第６号について説明～

[長岡議長]

この協議第６号について、何かご質問、ご意見等ございましたら願います。

ありませんか。

無いようでございますので、お諮りいたします。

協議第６号につきましては、次回以降議案として決定いただくことでよろしいでしょうか。承認いただける方は拍手をお願いします。

～承認～

[長岡議長]

続いて、協議第７号 地域審議会等の設置に関することについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

～協議第７号について説明～

[長岡議長]

ただいま、ご説明申し上げました、協議第７号について、何かご質問、ご意見ございますか。

黒田委員。

[黒田委員]

斐川町の場合は初めて置くことなので、お伺いします。この地域協議会を活用されてどんなことが行われたという具体的な事例があれば紹介していただきたいということと、構成員を２０人程度とするということになっていますが、他の地区の人数と同じでしょうか。

[今岡事務局次長]

旧２市４町においては、初年度に、まちづくり計画をそれぞれ策定しておられます。そのまちづくり計画の中でも、実施計画を作られまして、毎年ローリングしながら住民の皆様が自ら取り組まれる事項につきまして、毎年度協議されて、まちづくり活動に取りくんでおられるという事例がたくさんあります。

それから、協議会構成員の人数でございますけれども、２０人程度とするということにしておりますが、どこの地区もこの条例、規程に基づいてやっております。

ただ、地域によりましては、２８人ぐらいに増やしたりとか、１８人ぐらいに減らしたりとか、いろいろな場合がございます。メンバー構成としては、自治協会の方々、経済分野、農林、福祉関係、いろいろな分野から出ていただいて構成しております。

[黒田委員]

まちづくり計画を策定ということですが、これは予算がついているのですか。
自由に使われる予算枠がありますか。

[今岡事務局次長]

基本的にまちづくり計画というのは、行政が行うことと、委員の皆様が自ら取り組むこと、という2つの形の編成になっておりまして、住民の皆様が自ら行なわれる事業につきましては、市の基本的な制度の中で様々な補助制度がございます。それを活用したり、地域協議会の活動に対する補助金という制度が予算措置されて、それを元に活動しておられます。

[黒田委員]

できましたら、そういったことをペーパーで用意していただくとありがたいです。

[長岡議長]

それは用意させていただきます。
他にございませんか。
萬代委員さん。

[萬代委員]

後で誤解を招くといけないから、現実には、この会には、それほど予算をつけていない。そういう中味はきちんと言った方が、後で誤解が無くて良いと思う。

[長岡議長]

その金額も含めて資料としてお届けする。

[長岡議長]

地域協議会での活動費というか、そういう予算が一地域協議会に五十万円程度。それは、いろいろな会合、あるいは中には視察に行ったりといったことで、まちづくり計画そのものについては、それぞれの事業としてやっていくということですので、地域のいろいろな課題とか、そういったものに意見を出していただくということを目的として設置しております。

[黒田委員]

年間に、百万とか、二百万とか予算があって、全部使いなさいということではないわけですね。

[長岡議長]

そういう趣旨の予算はつけておりません。

他にはございませんか。

それでは無いようでございますので、お諮りいたします。

協議第7号につきましては、次回以降議案として決定いただくことにご賛同いただけますでしょうか。

～承認～

[長岡議長]

ありがとうございます。

続いて、協議第8号 地方税の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

～協議第8号について説明～

[長岡議長]

協議第8号について、何かご質問、ご意見ございましたら。

ありませんか。

それでは、協議第8号については、次回以降議案として決定いただくことでよろしゅうございますか。

～承認～

[長岡議長]

ありがとうございます。

続いて、協議第9号 条例、規則等の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

～協議第9号について説明～

[長岡議長]

この協議第9号について、何かご意見、ご質問がございますか。

黒田委員。

[黒田委員]

今後、斐川町で現在やっていることが良いということで出雲市にも認めていただいて、それを取り入れるということになった時に、条例あるいは規則の改正を伴うようなものも出てくるのではないかと思います。これについては、当然合併した後の新市の議会で決定することになると思いますが、その時期については、早い段階の議会ですぐ改正されるものですか。

[今岡事務局次長]

各種事務事業の中で即時施行させる必要があるものについては、合併時に専決ということになります。

また、最初の議会で承認をいただくべきものについては、その時点で承認いただき、施行ということになります。

よって、義務的に必ず施行させなければいけないものであるならば、専決によって施行することになるかと思えます。

[長岡議長]

よろしゅうございますか。

他にありませんか。

無いようでしたら、協議第9号については、次回以降議案として決定いただくことでよろしゅうございますか。

～承認～

[長岡議長]

続いて、協議第10号 一部事務組合等の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

～協議第10号について説明～

[長岡議長]

協議第10号について、何かご質問、ご意見ございましたら。

多々納委員。

[多々納委員]

土地開発公社について、ちょっとお聞きしたいと思いますが、斐川の土地開発公社は、工業団地の造成を途中で中止しておるわけですけれども、今の斐川町の実態としては、なかなかこれ以上はできないというのが実態でして、合併によって開発公社と一緒にということになれば、非常に良い結果が出るのではないかと期待をしておりますが、非常に立地的にも優れた地域だと思っておりますので。そこで、合併で公社が、いわゆる出雲市土地開発公社に引き継がれるわけですけれども、この公社の理事構成とか役員構成はどういうふうになっていくか、今は斐川町の土地開発公社で理事・監事がおるわけで、そういうものと、現在の出雲市の土地開発公社の役員構成はどういう形になっていくのか、ここのところをお聞かせいただきたい。

[今岡事務局次長]

調整方針にもございますように、定款の中味とか役員の構成とかにつきましては、合併時までには調整するというので、今の段階では決まっております。内容につきましては、63ページから現況をあげております。

[多々納委員]

現状はよく分かります。現在、理事が9名ずつということで、これは出雲市の開発公社に引き継ぐわけですから、斐川町からの役員がどんな形になるのか関心が高いところでございます。出雲市の土地開発公社に、いわゆる吸収されてしまうのか、そこらあたりがよく分かりませんが、斐川の役員も入れて改組をすると、そういうことなのか。そこらあたりは調整すると言われるが、基本的にはどうということなのか、分かればお知らせいただきたい。

[今岡事務局次長]

調整方針にもございますように、中味、役員につきましても、旧出雲市側、旧斐川町側から人数を調整するなり、今後協議されていくことございまして、必要に応じて協議会にご提示させていただきたいと考えております。

[多々納委員]

それではよろしくお聞きしたいと思いますが、と言いますのは先程から申しあげますように、斐川町にあります工業団地、中央工業団地と言っておりますが、非常に私ども期待をかけている団地なものですから、斐川の意向を入れて造成を進めてもらいたいなど、こういう願いを持っているものですから、是非とも斐川からも役員に出ていただいたり、また職員も引き継いでいただいたり、とにかく進めてほしいと、こういう願いから申しあげておりますのでよろしくお聞きします。

[長岡会長]

現在の出雲市土地開発公社、斐川町土地開発公社、お互い副市長と町長さんとが理事長でございます。今後、具体的な協議を進めていきますので、またご報告をさせていただきたいと思っております。

他にございませんか。

無いようでしたら、協議第10号 一部事務組合等の取扱いについては、次回以降議案として決定いただくことでよろしゅうございますか。

～承認～

[長岡議長]

続いて、協議第11号 使用料、手数料等の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

～協議第11号について説明～

[長岡議長]

協議第11号について、ご意見、ご質問ございましたら。

ありませんか。

無いようでございますので、協議第11号については、次回以降議案として決定させていただくことよろしゅうございますか。

～承認～

[長岡議長]

ありがとうございます。

続いて、協議第12号 公共的団体等の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

～協議第12号について説明～

[長岡議長]

協議第12号について、何かご意見、ご質問ございませんか。

それぞれ公共的団体の代表の皆さん、お出かけでございますから。

ありませんか。

無いようでございますので、協議第12号については、次回以降議案として決定いただくことよろしゅうございますか。

～承認～

[長岡議長]

ありがとうございます。

続きまして、協議第13号 補助金、交付金等の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

～協議第13号について説明～

[長岡議長]

協議第13号について、何かご質問ございますか。

無いようでございますので、協議第13号については、次回以降議案として決定いただくことよろしゅうございますか。

～承認～

[長岡議長]

続いて、協議第14号 町、字の区域及び名称の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

[今岡事務局次長]

～協議第14号について説明～

[長岡議長]

協議第14号について、何かご質問、ご意見ございませんか。

無いようでございますので、協議第14号については、次回以降議案として決定いただくことでよろしゅうございますか。

～承認～

[長岡議長]

それでは、急ぐようですが、協議第15号 慣行の取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

～協議第15号について説明～

[長岡議長]

協議第15号について、何かご質問ございますか。

無いようでございますので、協議第15号については、次回以降議案として決定いただくことでよろしゅうございますか。

～承認～

[長岡議長]

続いて、協議第16号 電算システムの取扱いについて、事務局から説明願います。

[今岡事務局次長]

～協議第16号について説明～

[長岡議長]

この協議第16号について、ご意見、ご質問ございませんか。

多々納委員。

[多々納委員]

前日も少し申しあげましたけれど、この電算システムの統合に本稼動まで少なくとも12ヶ月かかるとおっしゃっておりますが、しかしながら案外悠長だと思っておりますのは、今日まだ協議事項で出ており、議決事項で出ておりません。なぜ私がこれを申しあげるかと申しますと、実は、斐川町は明日から6月定例議会が始まりますが、冒頭に補正予算で9,800万円の電算の予算を提出されました。なぜ今回議決案件として出さなかったのか。急ぐ、急ぐと言いながら、また月末まで議決案件として先送りされる。やはり整合性がないと、法定協で議決をして、それを受けて斐川町が予算措置をしていく、これが一つの流れだと思うのですけど、逆になってしまっている。もう今日言ってもしょうがないが、そういう点については今後、こういうようなものがあるときには、それなりの整合性をもたれて、ご配慮いただきたいなと思います。

それで伺いますが、電算に概算でどれぐらいの事業費がかかって、斐川町が今回約1億円ばかりの予算要求をしますが、総事業費としてはどういうことになって、出雲市さんがどれほど出されて、斐川町がどれほど負担していくのか、そこらあたり、おそらく概算で分かっていると思いますので、そこらあたりをお聞かせいただきたいと思います。また、私は方法が分かりませんが、斐川町は負担金で納めるのかどうか、そこらあたりがよく分かりませんが、いずれにしても出雲市さんは、予算措置は講じられるのか、講じられないのか、そこらあたりもお聞かせいただかないと、明日提案に

なるものですから、スムーズにいけば良いが、ここらあたりを明確に分かれれば教えていただきたいと思います。

[今岡事務局次長]

電算統合につきましては、出雲市のシステムに統合していくということを提案しております。その場合には、斐川町のデータを出雲市のシステムに合わせていく必要がございますので、個人情報の取扱いの観点から斐川町におきまして、電算事業者と契約を行っていただき、統合作業を進めていくことにしております。

その際の経費でございますけれども、最初の現状確認作業とか、導入調査の作業、これにつきまして、斐川町さんに予算計上をお願いしているところでございまして、その調査作業におきまして、総額どれだけかかるのか、また期間についても最終的に何月になるのか、出していただいた結果、最終的な金額なりが分かってくるというように考えております。

それから、電算事業経費の負担につきましては、対等な立場で進めていこうということを確認されまして、2分の1ずつの負担を考えておられるところでございます。また、出雲市の予算につきましては、9月議会におきまして斐川町への負担金として計上することにしております。

[長岡会長]

多々納委員さん、よろしゅうございますか。

[多々納委員]

よろしくはありませんけれども、まあ、やむを得ないということでございます。

[長岡会長]

黒田委員さん。

[黒田委員]

統合に12ヶ月かかるということですが、詳しくは、今後、斐川町が調査をして、金額なり、実際統合までの期間というのが分かるということですか。その調査期間というのは、どれぐらいを予定されているのですか。

[今岡事務局次長]

105ページの表にございますように、3ヶ月を予定しています。

[黒田委員]

この表でいくと、12ヶ月、合併の期日は来年3月を目標ということですが、もう、最初からそれには間に合わないということになりますよね。

[今岡事務局次長]

今の段階で12ヶ月必要であるということで進めておりますが、実際、この調査の結果によりまして、圧縮できるところは圧縮していくこととなりますので、逆に言うと間に合わせていくような計画も、こちらから提案していきたいという考えです。

[長岡会長]

よろしゅうございますか。間に合わせるにしてもギリギリだということでございますので、是非、斐川町議会で予算を認めていただきたいと思っております。

他にございませんか。

須田さん。

[須田委員]

前回いただいた資料で、いわゆる合併協議会スケジュール案というので、今日の議案にもあったのですが、来年の3月に合併するというので、4月から新市に移行するということなのですが、今日の資料を見ると、この電算システムがクリティカルパスになっていると思います。そうすると、12ヶ月かかるということは、もう4月ぐらいから始めておられるのかなという感じを持ったので、少し圧縮してもらわないといけないのではないかなというふうに思います。

[今岡事務局次長]

おっしゃられるように、どこらあたりが圧縮できるかわかりませんが、委託業者と協議して進めたいと思っております。

[長岡議長]

他にございませんか。

無いようでございますので、協議第16号については、次回以降議案として決定いただくことでよろしゅうございますか。

～承認～

[長岡議長]

続いて、協議第17号、これがいよいよ最後です。新市基本計画の基本方針について、事務局から説明願います。

[鬼村班員]

～協議第17号について説明～

[長岡議長]

この協議第17号について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

ありませんか。無いようでございますので、協議第17号については、次回以降議案として決定いただくことでよろしゅうございますか。

～承認～

[長岡議長]

ありがとうございます。

以上で議事は終わります。

4 その他

[長岡議長]

続いて、その他に入りますが、その他にあげている上の2つについては、冒頭、ご説明申しあげましたので、3点目の合併協議会だよりの発行についてと4点目、合併協議会のホームページの開設について、この2点について事務局から報告願います。

[鬼村班員]

～協議会だよりの発行とホームページの開設についての報告～

[長岡議長]

このホームページと協議会だよりのことについては、説明のとおりでございます。

最後に、全体を通して何かございますか。

閉 会

[長岡会長]

無いようでございますので、以上で、第2回出雲市・斐川町合併協議会を閉会いたします。長時間にわたって活発なご議論をいただき、ありがとうございました。

なお、次回は6月29日火曜日、午後3時から斐川町中央公民館3階の講義室で開催しますので、ご出席いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

委員の皆様方には大変長時間お疲れでございました。今後ともよろしく願いたします。
ありがとうございました。

以 上

會議錄署名人

委員 中林信夫

委員 萬代宣雄